

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年2月25日答申分

答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 5件 |
| 厚生年金保険関係 | 5件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500294 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500077 号

第 1 結論

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 13 年 5 月 21 日から平成 12 年 11 月 1 日に訂正し、平成 12 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額を 36 万円、平成 13 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額を 34 万円、同年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額を 36 万円とすることが必要である。

平成 12 年 11 月 1 日から平成 13 年 5 月 21 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 12 年 11 月 1 日から平成 13 年 5 月 21 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間 について、当該期間のうち、請求者の A 社における平成 13 年 5 月 21 日から平成 19 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成 13 年 5 月から平成 16 年 10 月までの標準報酬月額は 26 万円から 30 万円、同年 11 月から平成 19 年 8 月までの標準報酬月額は 26 万円から 38 万円、同年 9 月の標準報酬月額は 28 万円から 38 万円とする。

平成 13 年 5 月から平成 14 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成 14 年 10 月から平成 19 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 10 月から平成 19 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から平成 13 年 5 月 21 日まで
平成 13 年 5 月 21 日から平成 20 年 2 月 9 日まで

請求期間 について、私は、平成 12 年 11 月に A 社に入社し、B 支店の C の身分の者として勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成 13 年 5 月 21 日となっている。

私が所持している当該期間の給料明細書では厚生年金保険料が控除されているので、平成 12 年 11 月 1 日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間 について、厚生年金保険の記録では、A 社における標準報酬月額が、私が所持している給料明細書の給与額と相違しているので、請求期間 の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間 について、A 社の元事業主の回答及び請求者から提出された当該期間の一部に係る給料明細書により、請求者は、当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間 の標準報酬月額については、請求者から提出された上記給料明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 12 年 11 月及び同年 12 月は 36 万円、平成 13 年 1 月及び同年 2 月は 34 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 36 万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A 社の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、平成 12 年 11 月 7 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間について、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A 社の元事業主及び複数の元従業員は、請求者は D 職であり、

社会保険や給与計算等の事務には関与していなかったと回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、社会保険事務所（当時）に対して請求者が平成12年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行い、請求期間に係る厚生年金保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成13年5月21日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る当該期間の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、平成14年1月17日付けで平成13年5月21日に遡って26万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成13年5月分の給料明細書によると、A社から請求者に対して29万7,500円の給与総支給額が支払われたことが認められる。

また、A社の元事業主は、当該減額訂正処理について、「業績不振と資金不足のために行った。」と述べている。

さらに、オンライン記録によると、当該期間においてA社の取締役であった請求者の妻についても、請求者に係る前述の遡及訂正が行われた日と近接する平成14年1月24日付けで、平成12年6月から平成13年9月までの標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年1月17日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、請求者について平成13年5月21日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理が有効な記録訂正であったとは認められない。

したがって、請求者の平成13年5月21日から同年10月1日までの標準報酬月額については、30万円に訂正することが妥当である。

請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る当該期間の標準報酬月額は、平成13年10月1日の定時決定において26万円と記録されているところ、当該定時決定の処理は、前述の請求者に係る減額訂正処理と同日の平成14年1

月 17 日付けで行われている上、請求者から提出された平成 13 年 5 月分、同年 8 月から平成 14 年 6 月までの分、同年 8 月分及び同年 9 月分の給料明細書によると、A 社から請求者に対して標準報酬月額 30 万円に見合う給与総支給額が支払われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月までに係る平成 13 年 10 月 1 日の定時決定処理は、前述の遡及訂正に連動した不合理な処理であったと考えるのが相当であり、有効な処理であったとは認められない。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細書の給与総支給額から 30 万円に訂正することが妥当である。

なお、A 社の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、平成 12 年 11 月 7 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元事業主は、「請求者は取締役であったが、社会保険事務には関与しておらず、標準報酬月額の減額訂正については知らなかったはずである。」旨述べており、請求者は同社の社会保険事務には関与していなかったことが認められる。

- 3 請求期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料明細書により確認又は推認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 14 年 10 月から平成 16 年 10 月までは 30 万円、同年 11 月から平成 19 年 9 月までは 38 万円とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、前述の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、平成 12 年 11 月 7 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間において A 社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、上記 1 のとおり、請求者は社会保険事務に関与していなかったと認められることから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定

される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、平成14年10月1日から平成19年10月1日までの期間について、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、及び年金事務所が保管する平成18年度及び平成19年度の請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届から、事業主は、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に基づく厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成14年10月1日から平成19年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間のうち、平成19年10月1日から平成20年2月9日までの期間については、請求者は当該期間の給料について詳しいことは分からないと述べているが、A社の元事業主は当該期間の給料は資金繰り悪化のため未払いである旨回答しており、当該期間に係る給与が事業主により支払われていなかったことがうかがえる。

また、A社の元事業主は、同社に係る資料は、倒産により廃棄したと回答している。

このほか、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500295 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500078 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 9 年 9 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日までの期間及び平成 12 年 6 月 1 日から平成 19 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

当該期間の標準報酬月額は 別表 のとおりとする。

平成 12 年 6 月から平成 14 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成 9 年 9 月から平成 11 年 9 月までの期間及び平成 14 年 10 月から平成 19 年 9 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 9 年 9 月から平成 11 年 9 月までの期間及び平成 14 年 10 月から平成 19 年 9 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から平成 20 年 2 月 9 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の A 社における標準報酬月額が、私が所持している給料明細書の給与額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成12年6月1日から平成13年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る当該期間の標準報酬月額は、当初、平成12年6月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から平成13年9月までは14万2,000円と記録されていたところ、平成14年1月24日付けで平成12年6月1日及び同年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成12年8月分から平成13年8月分までの給料明細書によると、A社から請求者に対して13万5,000円又は13万8,000円の給与総支給額が支払われたことが認められる。

また、A社の元事業主は、当該減額訂正処理について、「業績不振と資金不足のために行った。」と述べている。

さらに、オンライン記録によると、平成12年6月1日から平成13年10月1日までの期間の一部においてA社の取締役であった請求者の夫についても、請求者に係る前述の遡及訂正が行われた日と近接する平成14年1月17日付けで、平成13年5月から同年9月までの標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年1月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、請求者について平成12年6月1日及び同年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理が有効な記録訂正であったとは認められない。

したがって、請求者の平成12年6月1日から平成13年10月1日までの標準報酬月額については、別表のとおりとすることが妥当である。

請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る当該期間の標準報酬月額は、平成13年10月1日の定時決定において9万8,000円と記録されているところ、当該定時決定の処理は、前述の請求者に係る減額訂正処理と同日の平成14年1月24日付けで行われている上、請求者から提出された当該定時決定の計算の基礎となる平成13年5月分から同年7月分までの給料明細書によると、A社から請求者に対して標準報酬月額14万2,000円に見合う給与総支給額が支払われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月から平成14年9月までに係る平成13年10月1日の定時決定処理は、前述の遡及訂正に連動した不合理な処理であったと考えるのが相当であり、有効な処理であったとは認められない。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細書の給与総支給額から14万2,000円に訂正することが妥当で

ある。

なお、A社の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、昭和63年1月18日から平成19年6月1日までの期間において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元事業主は、「請求者は取締役であったが、社会保険事務には関与しておらず、標準報酬月額の減額訂正については知らなかったはずである。」旨述べており、請求者は同社の社会保険事務には関与していなかったことが認められる。

- 2 請求期間のうち、平成9年9月1日から平成11年10月1日までの期間及び平成14年10月1日から平成19年10月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書により確認又は推認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、上記1のとおり、請求者は社会保険事務に関与していなかったと認められることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、当該期間について、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、及び年金事務所が保管する平成18年度及び平成19年度の請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届から、事業主は、給料明細書において確認できる報酬月額又は

保険料控除額に見合う報酬月額に基づく厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成9年9月1日から平成11年10月1日までの期間及び平成14年10月1日から平成19年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、請求期間のうち、平成11年10月1日から平成12年6月1日までの期間について、上記2のとおり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、当該期間について、請求者から提出された給料明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成11年10月から平成12年2月までの期間及び同年4月はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額、同年5月は低額、同年3月は高額であるものの、給料明細書により確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

4 請求期間のうち、平成19年10月1日から平成20年2月9日までの期間について、請求者は当該期間の給料は未払いであったと述べているところ、A社の元事業主も当該期間の給料は資金繰り悪化のため未払いである旨回答しており、当該期間に係る給与が事業主により支払われていなかったことがうかがえる。

また、A社の元事業主は、同社に係る資料は、倒産により廃棄したと回答している。

このほか、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

記録訂正が必要な期間	訂正前の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額
平成9年9月及び同年10月	9万8,000円	10万4,000円
平成9年11月	9万8,000円	11万円
平成9年12月	9万8,000円	12万6,000円
平成10年1月	9万8,000円	13万4,000円
平成10年2月から同年4月まで	9万8,000円	12万6,000円
平成10年5月	9万8,000円	14万2,000円
平成10年6月から同年12月まで	9万8,000円	13万4,000円
平成11年1月	9万8,000円	12万6,000円
平成11年2月から同年9月まで	9万8,000円	13万4,000円
平成12年6月から同年9月まで	9万8,000円	13万4,000円
平成12年10月から平成14年9月まで	9万8,000円	14万2,000円
平成14年10月から平成16年7月まで	9万8,000円	13万4,000円
平成16年8月	9万8,000円	15万円
平成16年9月及び同年10月	9万8,000円	13万4,000円
平成16年11月から平成19年9月まで	9万8,000円	15万円

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500307 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500079 号

第 1 結論

請求者の A 社(現在は、B 社)における標準賞与額を請求期間 は 11 万 8,000 円、請求期間 は 12 万円に訂正することが必要である。

請求期間 及び の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間 及び の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 8 月 13 日
平成 16 年 12 月 25 日
平成 17 年 8 月 10 日

A 社から支給された賞与のうち、請求期間 から までの賞与が年金記録に反映されていないので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 及び について、B 社から提出された請求者に係る平成 16 年分及び平成 17 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間 及び において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者から提出された預金通帳の写しによれば、請求期間 及び におい

てA社から振り込まれた金額は、前述の所得税源泉徴収簿における各請求期間に係る賞与の総支給金額から厚生年金保険料等を控除し、年末調整を行った後の支給額とそれぞれ一致していることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間 及び に係る標準賞与額については、上記の源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間 は11万8,000円、請求期間 は12万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間 及び について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間 及び に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間 について、B社から提出された請求者に係る平成16年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間 において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた記載が確認できる。

しかしながら、請求者から提出された預金通帳の写しによれば、請求期間 におけるA社からの振込みは確認できるものの、その金額は、前述の所得税源泉徴収簿における当該期間に係る賞与の総支給金額と同額であり、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除された形跡は確認できない。

また、事業主は、請求期間 に係る厚生年金保険料の控除について、その後に支給した給与等により差額調整を行ったか否かについても不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間 における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間 に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500310 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500080 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 47 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社から平成 17 年 12 月 16 日に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る冬期賞与明細及び給与振込明細表兼振込手数料受取書によると、請求者は平成 17 年 12 月 16 日において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の冬期賞与明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、47万6,000円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間の前後の期間において、同社の監査役又は取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、A社は、「請求者は、請求期間当時はB業務を行っており、社会保険事務や経理事務には関与していなかった。」旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年3月23日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500329号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500081号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月17日の標準賞与額を10万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年9月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年9月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年9月17日

A社から支払われた賞与のうち、平成16年9月に支払われた賞与が年金記録に反映されていない。賞与は口座振込で受け取っており、金額は覚えていないが厚生年金保険料が賞与から控除されていた記憶があるので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、同社から提出された請求者に係る「H16.9 B手当支給結果データ(Excel)」及び「厚生年金保険料控除証明書」並びに請求者が保管する預金通帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、10万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連

資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500305 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500082 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 4 月 1 日から同年 5 月末日まで A 社の B 支店に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 5 月 31 日となっている。同年 5 月末日まで勤務したのは間違いないので、同年 6 月 1 日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は昭和 62 年 5 月末日まで A 社に勤務したと主張しているが、同社から提出された請求者に係る人事記録によれば、請求者は同年 5 月 30 日に同社を退職していることが確認できる上、雇用保険の加入記録においても、請求者の同社における離職年月日は同日となっていることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と符合する。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係る C 厚生年金基金の「中脱記録照会(回答)」によれば、請求者の当該基金における加入員資格喪失年月日は昭和 62 年 5 月 31 日とされており、オンライン記録と一致する。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500306 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500083 号

第 1 結論

請求期間、及び について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

平成 18 年 12 月

平成 19 年 8 月

私の厚生年金保険の記録には A 社の各請求期間に係る賞与の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、請求者に対し、請求期間、及び に係る賞与は支払われていないことが確認できる。

また、A 社の事業主は、請求者が同社に在籍していた期間において、請求者に対して賞与を支払ったことは無いと回答している。

このほか、請求者の各請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として各請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。